

請願・陳情參考資料

平成27年2月13日

商工労働部

陳 情 (新規)

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
27年 - 4 (H27. 1. 30)	商 工 労 働	生活必需品への軽減税率適用 及び最低賃金の引き上げを求 める意見書(最低賃金関係) の提出について 足羽 佑太 (倉吉市)	<p>【最低賃金制度について】 ○最低賃金は、国が賃金の最低限度を定め、使 用者には、最低賃金を労働者に支払 わなければならないとする制度。</p> <p>【最低賃金の決定】 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実 態調査結果、労働者の生活費、労働者の賃金支 払能力、地方の最低賃金審議会を参考とし、な らば、労働者の賃金要素を考慮し、都道府県 労働局長が決定する。</p> <p>[現在の最低賃金(時間額)] ・鳥取県 677円 (H26.10.8~) ・最高 888円 (東京都) ・最低 677円 (鳥取県、高知県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 沖縄県) ・平均 780円</p>